

## 平成25年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項についての委員意見

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施済等の別	各府省に説明を求める内容及びその理由
1	第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	○ 平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。	○ 経済センサス-活動調査に適合した年次推計方法について、部内で検討を行ってきたところであり、平成25年度においては、平成23年確々報における製造業の推計において平成24年経済センサス-活動調査を活用した。平成28年経済センサス-活動調査を踏まえた年次推計方法については、同調査の実施までに確立すべく引き続き検討を進める。【内閣府】	継続実施	平成25年度に経済センサス-活動調査をどのように「活用」し、どのように確々報が改善されたか具体的に説明していただきたい。これは経済センサス導入時に「SNAの改善」を謳った以上、内閣府が明確にすべき重要な点と考える。さらに、平成28年経済センサス-活動調査を踏まえた年次推計方法について、どのように「引き続き」検討したのか平成25年度の実施状況を具体的に説明していただきたい。(→内閣府)
2	2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	平成21年度から検討する。	○ 平成25年10月に経済センサス実施部局から各府省庁等に対してなされた「平成28年経済センサス-活動調査の調査事項の要望の把握について(依頼)」を受けて、同年11月、産業連関表の作成過程での利用を踏まえた要望を提出した。【産業連関表作成府省庁】	継続実施	経済センサス実施部局に対し、産業連関表の作成過程での利用を踏まえて、どのような要望を提出したのか具体的に説明していただきたい。(→総務省)  国民経済計算の基準年次推計に関する諸課題、年次推計に関する諸課題、四半期推計に関する諸課題は、国民経済計算の重要課題として相互に密接に関係する課題である。これらの多くは、内閣府の「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」において検討が進められている。 国民経済計算は、最も基本的な経済統計として多方面から注目されることはもとより、基幹統計として統計の体系の中で中心的な役割を有していることから、上記の諸課題に対して内閣府が今後どのような方向性で取り組むこととしているのか、統計委員会としての的確に理解し、内閣府と認識を共有しておくことが必要である。 国民経済計算に関する課題は多岐にわたることから、今後の国民経済計算の改善に重要と考えられる産業連関表及び一次統計との連携(通し番号2)、SUT/IOTへの移行(通し番号3、5)、支出、生産、所得の三面からの推計値の作成・充実(通し番号6、10、11)について、重点的に検討状況の報告をお願いしたい。(→内閣府)

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施済等の別	各府省に説明を求める内容及びその理由
3	イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。	○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、基準年の供給・使用表の整備の必要性、可能性について、第II期基本計画において、引き続き検討することとなった。基準年の推計精度の向上については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。【内閣府】	継続実施	<p>SUT/IOTへの移行という問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府及び総務省)</p> <p>供給・使用表の活用(通し番号3,4,5,6,7,11)及び生産・分配QEの整備(通し番号6,10,11,12)に関する検討状況、特に、具体的な推計方法、想定される精度、公表方法、実施時期等について説明していただきたい。(→内閣府)</p> <p>両者とも非常に重要な課題と考えられるが、その検討状況等に関して、統計委員会に対して詳細な報告がなされていない。このため、この機会に統計委員会として状況を確認する必要がある。</p> <p>(通し番号2の2番目の意見参照)</p>
4		○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国民経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	総務省、経済産業省、内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。	○ 国民経済計算において生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、供給・使用表の枠組み等を通じた推計精度の向上に係る検討作業の中で合わせて取り扱っており、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。供給・使用表の枠組みの活用については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。【内閣府】	継続実施	(通し番号3の2番目の意見参照)
5	ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。	内閣府	次々回基準改定までに導入する。	○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、供給・使用表の枠組みによる年次推計の精度の向上について、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。年次推計における供給・使用表の枠組みを活用した推計精度の向上の在り方については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施・検討予定	<p>当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府)</p> <p>(通し番号2の2番目の意見及び通し番号3の2番目の意見参照)</p>

通し 番号	項 目	具体的な措置、方策等	担当府 省	実施時 期	進捗状況	実施済等 の別	各府省に説明を求める内容及びその理由
6	ウ 年次推計に関する諸課題	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定における導入を目指す。	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、検討の結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得たところであり、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議においても、妥当とされた。 支出、生産及び所得の三面からの推計値の供給・使用表の枠組みによる調整については、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。供給・使用表の枠組み活用については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施困難（一部）及び継続実施（一部）	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。（→内閣府）  (通し番号2の2番目の意見及び通し番号3の2番目の意見参照)
7		○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、 経済産業省	次々回基準改定までに段階的検討を行う。	○ 平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、平成22年度に比較検証した平成12年基準の比較データと同様のデータを整備し、平成12年基準と平成17年基準における国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の比較検証作業を実施し、両者の整合性の改善点や課題について整理した。また、平成22年度に実施できなかった実質値についての比較の検討に向けて、情報交換を内閣府と行った。【経済産業省】 ○ 上記調査研究事業における国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保に関する検討結果も踏まえた平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表につき、平成25年3月に続き、平成26年3月にその時点の最新版を公表した。 ○ また、第II期基本計画においては、「供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表及び延長産業連関表の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。」とされており、これを踏まえて、引き続き連携していく。【以上内閣府】	実施・検討予定（一部）及び実施済（一部）	(通し番号3の2番目の意見参照)

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施済等の別	各府省に説明を求める内容及びその理由
8	ウ 年次推計に関する諸課題	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。	○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表の枠組みを通じて推計精度の向上に係る検討作業の中で合わせて取り扱っており、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。年次推計における供給・使用表の枠組みを活用した推計精度の向上の在り方については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施済(一部)及び実施・検討予定(一部)	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府)
9		○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。	○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、建設部門の産出額の推計方法の見直しについて、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。なお、同推計方法の見直しについては、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。 ○ また、コモ法の推計対象外となっているR&Dについて、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定において、新たに追加することを予定している。	実施済(一部)及び実施・検討予定(一部)	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府)
10	エ 四半期推計に関する諸課題	○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成21年度から検討する。	○ 分配面の四半期推計の整備については、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。分配側GDPや家計貯蓄率の四半期速報等の開発に向けては、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表することを目指し、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	継続実施(一部)及び実施済(一部)	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府)  (通し番号2の2番目の意見及び通し番号3の2番目の意見参照)

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施済等の別	各府省に説明を求める内容及びその理由
10	エ 四半期推計に関する諸課題	(続き)			○ 長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行い、平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成13年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施したのに続き、平成25年度においては、原則全ての系列について、平成23年度に公表した支出系列の時系列にあわせて、平成6年～平成12年を対象年次とする遡及推計を行い、公表した(平成25年10月)。		平成28年実施予定の国民経済計算基準改定についての長期遡及では、何年まで遡る予定か。また、それが公表されるのは、いつ頃か説明していただきたい。 基準改定等が行われた場合、それに伴う長期遡及について、「何年間遡ったものを、いつ公表する」ということをルール化することを検討してはどうか。 (理由) 現在は、統計利用者にとって、基準改定等が行われた場合の長期遡及について、「何年間の遡及が行われるか」、「それがいつ公表されるか」が予測不可能であるため、利用しにくい面がある。 米国等では、基準改定とほぼ同時に、超長期にわたる遡及データが公表されているようである。
11		○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以降、順次検討する。	○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、生産面の四半期推計の整備については、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。生産側GDPの四半期速報の開発に向けては、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表することを目指し、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	継続実施	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府)  四半期推計におけるサービス産業動向調査の具体的な活用方法に関する検討状況等について説明していただきたい。(→内閣府) 一次統計所管部署と内閣府の連携について統計委員会として実情を把握し、必要に応じて対応を促すことが重要である。  (通し番号2の2番目の意見及び通し番号3の2番目の意見参照)
12		○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。	○ 雇用者報酬以外の分配側GDPの構成項目を含む四半期推計の開発に向けては、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討し、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表することを目指すこととした。なお、第II期基本計画において、同趣旨の事項が盛り込まれているところ。	実施済	行政記録情報の活用により、当初、どのような可能性が期待され、どこまでが実現できそうかという点を説明していただきたい。(→内閣府) 分配面の四半期推計は着実に進展していると考えられるが、精度の一層の向上のために、行政記録情報が有用と考えられるため。また、行政記録情報の活用自体が重要な論点となると考えられるため。  (通し番号3の2番目の意見参照)

通し 番号	項 目	具体的な措置、方策等	担当府 省	実施時 期	進捗状況	実施済等 の別	各府省に説明を求める内容及びその理由
13	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ オーダーメード集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、 経済産業省等	平成21 年度から 具体的検討 を行う。	○ 追加検証を行うべきとされた、地域・業種別のオーダーメード集計値による税務データの経済センサス活動調査への活用可能性について検証を実施した。 その結果、①両データの地域や業種の定義に関し整合がとれないこと、②売上高などの審査基準として活用するためには、欠損金の繰越控除といった税務上の調整を乗り越えるために何らかの推計作業が必要となり、前回個票との比較などの審査手法よりも非効率であること、③秘匿箇所が頻発し、実用性に乏しいことが想定されること、等の課題が判明したことから、経済センサス活動調査への活用は困難との結論に至った。 今後、関係府省がそれぞれの所管統計の作成に当たって税務データの活用を検討するに際し、本検証結果の情報提供を積極的に行っていく。【財務省及び経済産業省】	実施済	当該項目は、特別集計による税務データの経済統計への活用を目指して、経済センサス活動調査への活用可能性を検証したものであるが、検証結果としては、活用困難との結論が出されている。 税務データは、一般に、行政記録情報の中では、公的統計を作成するための情報源として最も高い可能性を有していると見られているが、この度の検証作業は、今後の行政記録情報の活用の方向性を考える上で、重要な情報を含んでいるのではないかと思う。 このため、今後の統計作成への行政記録情報の活用を考える基礎的な情報として、この検証結果について、参考資料を提出し、報告をしていただきたい。(→財務省及び経済産業省)
14	エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23 年度を 目途に 結論を 得る。	○ 行政記録情報等を用いて作成・公表されている業務統計や行政記録情報等を活用した統計調査について、最新の状況を把握するため、各府省の協力の下、平成22年度、23年度及び24年度に引き続き、平成25年度においても、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施した。	実施済 (ただし、 行政記録 情報の活 用は継続 実施)	「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」について、平成25年度統計法施行状況報告の『資料編』にある資料25のうちⅢ.「行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例」の詳細な内容を説明していただきたい。(→総務省、農林水産省及び国土交通省) 今般の実態調査の結果を踏まえ、来年度以降の実態調査において、行政記録情報等のさらなる活用に向けて、①現在、具体的に検討が進められているものの実情を踏まえ、②各府省の抱える潜在的なニーズ(具体的な検討にまでは至っていないもの)を悉皆的に把握し、③その実現に向けた諸課題の整理を適切に進める必要がある。
15	2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ウ 各府省の取組への支援	○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 ○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 ○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。	総務省	平成22 年度から 実施 する。	○ 各府省における統計リソース(予算及び定員)の確保に向けた取組の参考とするため、前年度に引き続き、歳出予算概算要求書の提出前(平成25年7月)に、統計リソースWGを開催し、平成26年度概算要求・定員要求に向けた各府省の検討状況について情報共有・意見交換を実施。 ○ 次年度に各府省が実施予定の統計調査計画等についての事前審査の仕組みを活用し、平成25年度についても、その審査結果を財政当局に通知することにより、各府省の適正な統計リソースの確保等が図られるよう働きかけを実施したところ。 ○ また、次年度に各府省が実施予定の統計事業計画等を取りまとめた「各府省統計事業計画一覧」を、平成25年度についても、定員管理当局に提供し、情報提供・周知を図ったところ。	継続実施	当該項目は、今後とも継続実施することとされているが、統計作成の基礎となる情報を含んでいると考えられるので、最近10年程度の各府省及び都道府県の人員及び予算資料の提供をお願いしたい。(→総務省) 統計委員会では、統計のアウトプットに注目することが必要であることは言うまでもないが、そのアウトプットの裏付けとなるインプット(つまり予算や人員)についても注目し、よく状況を理解しておくことが必要である。このような観点から、リソースの確保の現状と取組について、統計委員会として情報を得ておくことが必要である。